

岐阜県公報

号外(三) 平成二十九年十二月十九日

人事委員会規則

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の子育て休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

岐阜県職員の子育て休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十号

岐阜県職員の子育て休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の子育て休業等に関する条例施行規則(平成四年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(条例第三条の四第二号の人事委員会規則で定める場合)

第三条の三 前条の規定は、条例第三条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳未満」とあるのは、「一歳六か月未満」と読み替えるものとする。

附記第一号様式廿「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」や「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」及び同様式共様一号中「出生届受理証明書」や「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」及び同様式共様一号中「非常勤職員の」や同様式「二」及び「三」は、条例第3条の4の規定に該当する育児休業をいう(5において同じ。)」及び同様式共様一号中「又は

1歳6か月までの子の育児休業」を「(条例第3条の3第2号に掲げる場合に該当して
 する育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」
 とする。」「(条例第3条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認
 を請求する場合)」を削除。

岐阜県田中警察庁及び岐阜県田中警察庁に「出生届受理証明書」を「出生届受理証明書又
 は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、
 児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月十九日発行

発行者
 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
 岐阜県 岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社